

		98	教育委員会表彰の見直し	管理課		
		99	踏切管理事業（小林作業場踏切）の廃止	維持管理課		
		100	小規模小学校合同修学旅行補助の廃止	管理課		
		101	小規模中学校合同修学旅行補助の廃止	管理課		
		102	ジュニアスキー教室の廃止	社会教育課		
		103	ナイタースキー教室の廃止	社会教育課		
		104	親子自然体験・環境教育推進事業の廃止	社会教育課		
	民間主体へ移行、 又は移行を検討するサービス	105	戦没者追悼式の見直し	福祉課		
		106	機能訓練事業の見直し	福祉課		
		107	住民参加型閉じこもり予防事業の見直し	福祉課		
		108	鯉のぼり設置事業の見直し	商工課		
		109	生産調整円滑化推進事業の移行	農林課		
	民間による主体的 取り組みの促進	110	町が事務局を担っている団体のあり方の検討	関係各課		
		111	団体への町の単独補助金の見直し	総務課・財政課・企画課・関係各課		
		112	行政推進員制度の見直し	総務課		
		26	資源回収奨励事業（再掲）	環境対策課		
		113	緑の少年団の育成	農林課		
		23	青少年活動センターへの支援（再掲）	福祉課		
		28	歯の健康プラザへの活動支援（再掲）	福祉課		
		21	医療大学連携セミナー“当別学講座”の推進（再掲）	社会教育課		
		29	町民自主企画講座の推進（再掲）	社会教育課		
		9	文化活動等の拠点づくりでの協働の取り組み(再掲)	企画課		
		30	フィルムコミッションへの支援の検討（再掲）	商工課		
	(4)公共事業の見直し	新規の施設建設事業の抑制	114	新規の施設建設事業の抑制	関係各課	
		事業内容、事業期間等の見直し	115	事業内容、事業期間等の見直し	関係各課	
			116	道営土地改良事業（広域・農免・一般農道整備事業）の見直し	農林課	
			117	当別幸町土地区画整理事業のコスト縮減と補助制度の有効活用	都市計画課	
3 行政組織の見直し	(1)行政組織の見直し	行政組織の統廃合	118	部・課の統廃合	総務課	
			119	係の統廃合	総務課	
			120	職制の見直し	総務課	
			121	事務決裁規程等の見直し	総務課	
			122	電算システム開発管理部署の充実	情報課	
			123	定期的な組織の見直し	総務課	
		組織の弾力化（効率的な ラインとスタッフの構築）	124	スタッフ制の検討	総務課・関係各課	
			125	変則的勤務形態の検討	総務課・関係各課	
		(2)定員管理の見直し	定員管理適正化計画の策定	126	定員管理適正化計画の策定	総務課
				127	早期希望退職制度の拡大	総務課
				128	中途採用制度の検討	総務課
				129	嘱託職員の活用	総務課・関係各課
		(3)職員の意識改革	職員研修の計画的実施	130	各種研修事業の活用	総務課
				131	人事交流事業の推進	総務課
		職員の意識改革	132	自己啓発の促進	総務課	
			133	自己申告制度の実施 平成16年度実施済み	総務課	
		(4)人件費の抑制	特別職の給与抑制	134	特別職の給与抑制 特別職期末手当の縮減	総務課
			職員の給与抑制	135	職員の給与抑制 職員期末手当の縮減	総務課
				136	管理職手当の削減の継続	総務課
				137	時間外勤務手当の縮減 平成16年度実施	総務課
			138	特殊勤務手当の見直し	総務課	
			139	退職手当の抑制	総務課	
			140	高齢職員対策	総務課	
		新規職員の採用抑制	141	新規職員の採用抑制	総務課	

4 財政 基盤 の 健 全 化	(1)歳入確保に向けた 取り組み	町税等収入の確保 (公平負担の原則)	142	町税の収納率の向上	納税課
			143	徴収体制の強化	納税課
			144	囑託徴収専門員の活用	納税課
			145	滞納処分の実施	納税課
			146	町税滞納者に対する行政サービス制限	納税課・関係各課
			147	徴収部門の連携強化	納税課・関係各課
			148	都市計画税の新地区賦課	都市計画課・税務課
			149	国民健康保険税の税率の見直し	住民生活課
			受益者負担の適正化 (使用料等の見直し)	150	使用料等の見直し
		151		減免制度の見直し	財政課・関係各課
		152		下水道使用料の改定	下水道課
		153		ごみの有料化の検討	環境対策課
		未利用町有財産等の処分	154	町有財産の処分	財政課・関係各課
			(2)経常収支比率の改善	経常収支比率の改善	155
	156	経常経費の抑制(目標1億円で 1.5%)			財政課・関係各課
	(3)公債費管理の適正化	公債費負担の適正化	157	長期借入金の抑制	財政課
			158	公債費の抑制	財政課
			159	政府資金等の借換	財政課
			160	一時借入の抑制	財政課
		債務負担行為の抑制	161	債務負担行為の抑制	財政課
(4)基金の確保	各種基金の積立	162	財政調整基金の積立	財政課	

2 当別町行財政システム再構築プランの策定経過

当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議

年月日	内 容
平成 16 年 10 月 19 日	第 1 回会議 座長・副座長選出、プランの策定趣旨、プラン基本方針（素案）について
11 月 19 日	第 2 回会議 ワークショップ・グループインタビュー実施結果報告、プラン基本方針（素案）の検討
12 月 7 日	第 3 回会議 プラン策定検討会議における意見概要報告（基本方針関係）、プラン実施計画（素案）の検討
12 月 20 日	第 4 回会議 パブリックコメント実施概要報告、プラン実施計画（素案）の検討
平成 17 年 1 月 27 日	第 5 回会議 パブリックコメント実施結果報告、プラン実施計画（素案）の検討、委員によるフリートーク
2 月 16 日	第 6 回会議 プラン（原案）の検討、プランへの提言の取りまとめ
3 月 25 日	第 7 回会議 住民説明会実施結果報告、プラン（最終案）の検討

ワークショップ

〔コーディネーター（調整役） 江口正尊 北海道医療大学歯学部教授〕

年月日	内 容
平成 16 年 9 月 10 日	第 1 回会議 プランの策定趣旨、住民参画（パブリックインボルブメント）、ワークショップのテーマ、スケジュールについて
9 月 30 日	第 2 回会議 グループ分け、グループ別検討 Aグループテーマ「地域づくりと人づくり」（9月30日 10月8日 11月10日） Bグループテーマ「住民参画とボランティア」（9月30日 10月22日 11月10日） Cグループテーマ「民間と行政の役割分担」（9月30日 10月13日 11月10日） Dグループテーマ「快適で住みやすい町づくり」（9月30日 11月10日）
11 月 10 日	第 3 回会議 グループ別検討

グループインタビュー（テーマ「当別町の未来への基礎づくり」「住民参加」）

〔ファシリテーター（進行役） 横井寿之 北海道医療大学看護福祉学部教授〕

年月日	内 容
平成 16 年 11 月 5 日	第 3 グループ 育児・教育期 5 人（女性）
11 月 5 日	第 4 グループ 社会人（30～59 歳） 5 人（男性・女性）
11 月 5 日	第 5 グループ 高齢者（60～75 歳） 5 人（男性・女性）
11 月 7 日	第 1 グループ 高校生・大学生 6 人（男性・女性）
11 月 7 日	第 2 グループ 若者（19～29 歳） 4 人（男性・女性）

当別町行財政システム再構築プラン(素案)パブリックコメント

期 間	内 容
平成 16 年 12 月 15 日 ～ 平成 17 年 1 月 14 日	意見総数 16 件（個人・団体） 66 項目

行政推進員会議

年月日	内 容
平成 17 年 1 月 20 日	第 1 回会議 プラン（素案）の説明

行財政システム再構築プラン(原案)住民説明会

年月日	内 容
平成 17 年 2 月 21 日	開催場所 商工会館 出席者数 84 人
平成 17 年 2 月 24 日	開催場所 総合保健福祉センター「ゆとろ」 出席者数 103 人
平成 17 年 2 月 25 日	開催場所 西当別コミュニティーセンター 出席者数 81 人 計 268 人

議会関係

年月日	内 容
平成 16 年 9 月 6 日	総務常任委員会 プラン策定概要の説明
10 月 13 日	総務常任委員会 プラン基本方針（素案）、住民参画（パブリックインボルブメント）の説明
12 月 7 日	総務常任委員会 ワークショップ・グループインタビュー報告書の説明
12 月 8 日	議員協議会 プラン（素案）の説明
平成 17 年 2 月 17 日	議員協議会 パブリックコメント実施結果、プラン（原案）の説明
2 月 28 日	総務常任委員会 住民説明会開催結果、プラン策定検討会議からの提言内容の説明

当別町行財政システム再構築推進本部

年月日	内 容
平成 16 年 7 月 23 日	第 1 回会議 推進本部設置、プラン策定方針について
10 月 5 日	第 2 回会議 プラン基本方針（素案）について
10 月 27 日	第 3 回会議 再構築調書の取りまとめ
10 月 29 日	第 4 回会議 再構築調書の取りまとめ
11 月 2 日	第 5 回会議 再構築調書の取りまとめ
11 月 4 日	第 6 回会議 再構築調書の取りまとめ
11 月 5 日	第 7 回会議 平成 17 年度予算編成方針、公共施設調書、団体補助金、報酬・報償費について
11 月 11 日	第 8 回会議 使用料・手数料検討委員会の検討状況報告、団体補助金、関与団体点検評価、公共施設評価、ワーキンググループ提案、職員提案について
11 月 17 日	第 9 回会議 ワークショップ・グループインタビュー実施結果報告、補助金のあり方、事務事業評価検討事項、プラン実施計画（案）について
11 月 24 日	第 10 回会議 重点施策項目、財政見通しと新規事業の取り扱い、各種委員会等の報酬・報償費、プラン実施計画（素案）について

11月29日	第11回会議 補助金の方向性、ワークショップ・グループインタビュー報告書の意見に対する町の考え方、財政見通し、プラン実施計画（素案）について
12月6日	第12回会議 プラン実施計画（素案）の取りまとめ
平成17年1月25日	第13回会議 パブリックコメント意見の取りまとめ
2月14日	第14回会議 プラン（原案）の取りまとめ
3月23日	第15回会議 住民説明会結果、プラン（最終案）について

職員提案募集

期 間	内 容
平成16年8月12日 ～ 平成16年8月31日	意見総数7件（個人・グループ） 41項目

3 当別町行財政システム再構築プランに係る提言

平成17年2月16日

当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議は、昨年9月に設置され、今日まで6回にわたり検討を重ねてきた。その狙いは、当別町が住民と行政による協働のまちづくりを推進するとともに、行財政全般にわたり抜本的な改革を実施するため、策定を進めている行財政システム再構築プランについて、検討し、提言を行うことにある。

この間、本会議は町から再構築プラン（素案）の内容について説明を受け、さらに種々のアプローチ、ワークショップ、グループインタビュー、パブリックコメントなどの方法を通して町民から寄せられた意見を参考に、これらに対する町の考え方も聴く機会をもった。それらをもとにこれまでの様々な意見を取りまとめ、再構築プランに対して提言するものである。

各委員には、ご多忙中、これまで御出席いただき、熱心に議論いただいたことは、町の発展に寄与するものと考えている。

再構築プランの内容の実現に向かって、着実に取り組み、行財政システムの再構築の目的が達せられることを期待する。

当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議

座 長 廣 重 力

（提言事項）

1 基本方針について

（1）住民との協働について

再構築プランで触れているように、右肩上がりの経済に支えられたこれまでの行政サービスの提供のあり方については、住民・行政とも発想を転換し、それぞれの適切な役割分担のもとで、協働によるまちづくりが必要となっている。

協働の仕組みづくりに当たっては、協働の考え方や、具体的な内容について、住民に十分浸透するよう取り組んでいく必要がある。

2 実施計画（具体的取り組み事項）について

（1）民間委託の推進について

民間能力の活用と、簡素で効果的、効率的な行財政運営を確立するため、業務の民間委託を推進することとしているが、これまでの前例にとらわれることなく、積極的に取り組んでいく必要がある。

(2) 小規模校の統廃合について

小規模小学校については、児童数の減少傾向を踏まえ、できるだけ早い時期の統廃合を目指すこととしているが、児童の学習環境を改善する観点から、積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) ごみの有料化の検討について

受益者負担の適正化の一環として、家庭系ごみの有料化について検討することとしているが、ごみの減量化対策と応分の負担という観点から、早期の有料化に向けて検討を行う必要がある。

(4) 職員の定員管理の見直しについて

事務事業の見直し、民間委託、施設の統廃合などにより、職員数の適正化を図ることとし、別途「定員管理適正化計画」を策定することとしているが、具体的な職員数が盛り込まれていないので、具体的な職員数を明らかにする必要がある。

3 実施計画（計画期間における重点施策）について

(1) 町のランドデザイン（第4次総合計画）との関連について

再構築プランでは、目指す基本方向として、「住民サービスの維持向上のための『新たな支え合いの仕組み』づくり」「簡素で環境変化に対応できる行財政運営の再構築」を目指すとともに、施策の重点的な展開を図ることとし、「計画期間における重点施策」を掲げているところであるが、町のランドデザインである第4次総合計画との関連を示す必要がある。

(2) 移住促進について

現在、町の人口は微減傾向が続いており、首都圏の定年退職者などを呼び込むため北海道が検討している「移住プロモーション事業」の受け皿事業として、当別町優良田園住宅の促進について、取り組むこととしているが、人口減対策については、急務であると考えるので、札幌など首都圏以外も広く対象とした移住促進に取り組んでいく必要がある。

(3) 子育て支援の推進について

「子育て支援センターの充実」については、パブリックコメントにおいて、多くの意見が寄せられているところであるが、支援センターの運営方法については、住民と行政がそれぞれの立場で、役割と責任を果たす協働の観点から、行政のみが担うのではなく、町内会など地域の高齢者やボランティア等を巻き込み、地域の活性化にも繋がるような手法を検討のうえ、利用者の立場に立った機能の充実を図る必要がある。

(4) 駅前れんが倉庫の整備について

文化創造と観光情報や地元特産品などの情報発信拠点、更には、賑わい創出を図ることにより、町の活性化を図るための駅前れんが倉庫の整備については、継続的に活発な

利用が図られるよう、住民との協働のもと、十分に検討する必要がある。

4 その他

(1) 議会議員及び農業委員の定数等の削減について

議会議員の定数・報酬の削減、農業委員の定数削減については、町長部局とは別の機関であるとの理由から、素案には盛り込まれていないが、パブリックコメントにおいて、意見が寄せられており、また、策定検討会議においても、たびたび、定数等を削減すべきであるとの意見が出されていることから、定数等の削減を強く求める。

(2) 再構築プランの推進管理について

再構築プランの推進に当たっては、毎年度、推進状況の取りまとめを行い、住民を構成員とする外部推進組織に報告し、住民にも広く公表することとしているが、推進管理を着実にを行い、再構築プランの内容について、全庁をあげて実現に向けて取り組んでいく必要がある。

4 当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 当別町行財政システム再構築プランの策定について検討し、提言するため、町政について優れた見識を有する団体の代表者等により構成する当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議(以下「策定検討会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 策定検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討し、提言を行う。

(1) 当別町行財政再構築プラン基本方針に関すること。

(2) 当別町行財政再構築プラン実施計画に関すること。

(組織)

第3条 策定検討会議は、委員10人をもって組織し、その委員は当別町区域内の専門的知識を有する団体等の代表者のうちから、町長が任命する。

(座長及び副座長)

第4条 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

2 座長は策定検討会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定検討会議は、座長が招集する。

2 策定検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第6条 策定検討会議の庶務を処理するため企画部に事務局を置く。

(報酬)

第7条 委員報酬は、支給しない。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月15日から施行する。
- 2 この要綱は、当別町行財政システム再構築プランの策定の日、その効力を失う。

5 当別町行財政システム再構築プラン策定検討会議委員名簿

役職名	氏 名	団体名・職名
座 長	廣重 力	北海道医療大学学長
副座長	河村 佳男	当別町商工会会長
委 員	川原 博志	北石狩農業協同組合代表理事組合長
	宮永 雅己	当別建設協会会長
	高島 勇一	当別町行政推進員連絡協議会会長
	久保 義雄	当別町歴史ボランティア会長
	大塚 初雄	太美商工振興会会長
	石本 留美子	当別町商工会女性部長
	下段 キミ	当別町消費者協会会長
	八木 和香美	当別町ボランティア連絡協議会会長

6 当別町行財政システム再構築推進本部設置要綱

(設置)

第1条 分権型社会に対応し自立した個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざし、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるとともに、行財政全般の改革を行ない、社会経済情勢の変化に即応した簡素で効率的な行財政運営を推進するために、当別町行財政システム再構築推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政システム再構築プランの策定及び推進に関すること。
- (2) その他行財政システム再構築プランに係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、助役及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、各部長（部長相当職を含む。）をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が召集する。

- 2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 本部の会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行なうため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画部長をもって充て、副幹事長は、総務部長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外のものを幹事会に出席させることができる。
- 8 幹事会の幹事は、各課長（課長相当職を含む。）をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 本部は、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、本部長が指名し、その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 本部及び幹事会の庶務その他の事務は、企画部行財政改革担当において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 7 月 23 日から施行する。

当別町行財政システム再構築プラン
平成17年3月

発行 当別町

編集 当別町企画部行財政改革担当

〒061 - 0292 石狩郡当別町白樺町 58 番地 9

電話 0133 (23) 2330 (代表)

E-mail: gyoukaku@town.tobetsu.hokkaido.jp

URL: <http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/>